

# 立ち直りを支える地域のちから～保護司の取組～

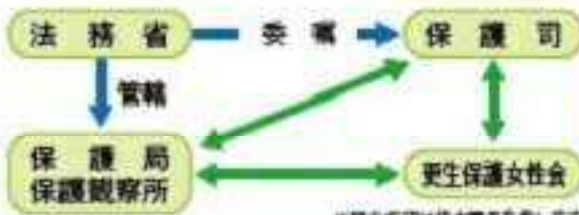
互助



栃木県内は、13の保護区に分かれています。

保護司の主な活動は、保護観察、生活環境の調整、犯罪予防で、研修等にも参加しています。また、活動に際しては、保護観察官と協力し任にあたっています。なお、栃木県(宇都宮地方裁判所管)内を管轄しているのは、宇都宮保護観察所です。一部の事業については、更生保護女性会や雇用主会(22社)と連携協力し実施しています。

※雇用主会とは、保護対象者を雇い入れ、社会復帰を支援している組織です。



※緑の矢印は協力関係を表します

保護司法に基づき県の区域を分けて定められた保護区があり、下野市は下野保護区に含まれます。

- ▶ 下野保護区 → 下野市分区
- 上三川町分区
- 壬生町分区

【問合せ先】 社会福祉課 ☎0285-32-8899

宇都宮保護観察所(宇都宮市小幡2-1-11) ☎028-621-2391

## 市民の目 part 2



# 社会を明るくする女性のちから～更生保護女性会の取組～

互助

地域社会の犯罪・非行の未然防止のために社会を明るくする啓発活動などを行うとともに青少年の健全な育成を支え、犯罪を犯した人や非行のある少年の更生を目的に活動しているボランティア団体です。保護司会と協力関係にあり、合同研修会の開催やダルク女性シェルター(夏期制、有機野菜、市販菜、その他の菓物から解放されるためのプログラムを持つ民間の菓物依存症リハビリ施設)との協働活動、イベントでの啓発活動等を行っています。例年、市内小中学校を訪問し、チューリップの球根を贈呈し、一緒に定植するなどの活動も行っています。



戦争被害の支援が起源とされる更生保護女性会は、会の発展に賛同する女性が加入できる任意団体です。一緒に活動する方も募集しています。



ダルクの女性による  
琉球太鼓の演奏

【問合せ先】 社会福祉課 ☎0285-32-8899



つながッテルね!  
条例6条

(情報提供)

議会及び市は、その保有する情報について市民との共有財産であるとの認識に立ち、積極的に、かつ、分かりやすく市民への情報提供に努めるものとする。